

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会審査日程

日時 令和2年2月25日
民生福祉常任委員会休憩中
場所 第1委員会室

1 議案第1号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算(第7回)について

審査番号① 福祉部

(1) 歳出(特定財源を含む)に係る説明

- 3-1-1 高齢福祉課
- 3-1-1、3-1-4 国保年金課(歳入16-1-1)
- 3-1-1、3-3-2 社会福祉課
- 3-1-2 障害福祉課(歳入15-1-1、16-2-2)
- 3-2-4 子育て支援課
- 4-1-1、4-1-2 健康増進課(歳入15-2-3)

(2) 歳出に係る質疑

審査番号② 市民部

(1) 歳出(特定財源を含む)に係る説明

- 2-1-1、2-1-20、3-1-7 市民生活課(歳入16-2-2)
- 2-3-1 市民課(歳入15-2-1)
- 4-1-1 4-1-7 環境課(歳入22-1-3)
(繰越明許費:新火葬場整備事業)

(2) 歳出に係る質疑

平成31年度 防犯外灯設置補助金交付制度について

1 目的・趣旨

自治会等が設置した防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を市が補助し、自治会の防犯活動を支援することで、地域の安全の確保を図る。また、自治会等の負担軽減、電力消費が抑えられ地球温暖化対策にも貢献できるため、防犯外灯のLED化を促進する。

2 補助対象者

自治会、複数の自治会等によって構成された団体、PTA、子ども会及び老人クラブ

3 設置基準

直近の防犯外灯との設置間隔を25メートル以上有していること。市長が必要と認める場合を除く。

4 補助内容及び補助額

(1) 新設

防犯外灯が設置されていない場所に新たに防犯外灯又は防犯外灯の設置に必要な柱を設置するもの。

LED灯 1灯分器具一式の設置費につき23,000円を限度とした実績額
蛍光灯等 1灯分器具一式の設置費につき15,000円を限度とした実績額
柱 柱1本につき20,000円を限度とした実績額

(2) 修理

既に設置されている防犯外灯で、その機能を維持し、又は環境性能の向上を図るため、器具一式又は柱を交換するもの。管球交換、自動点滅器やカバー等の部品交換、配線替え等は対象外。器具が故障し一式を交換する「修理（緊急修理）」と、故障していない蛍光灯等をLED灯に交換する「LED灯化促進分」がある。

LED灯 1灯分器具一式の設置費につき12,000円を限度とした実績額
蛍光灯等 1灯分器具一式の設置費につき8,000円を限度とした実績額
柱 柱1本につき10,000円を限度とした実績額
LED灯化促進分・1灯分器具一式の設置費につき12,000円を限度とした実績額

5 申請受付期間

新設・修理 年度内で予算が無くなるまで
LED灯化促進分 4月1日～5月31日、11月1日～11月29日

6 申請書類

申請書、位置図、見積書（緊急修理の場合は、請求書及び領収書）

■防犯外灯設置補助金実績及び見込額

区分 (補助金)	H27	H28	H29	H30	H31					
					予算額	執行済	1-3月予定	決算見込	補正額	
件数	新設・蛍光灯	1							0	
	新設・LED	44	53	42	72	50	57	13	70	
	新設・柱	6	6	3	11	10	3	1	4	
	修理・蛍光灯			3	0	0			0	
	修理・LED	208	200	188	143	184	53	52	105	
	LED促進	380	375	378	348	350	233	0	233	
	修理・柱	6	7	1	9	10	10	2	12	
補助金額	新設・蛍光灯	15,000	0	0	0	0			0	
	新設・LED	23,000	1,012,000	966,000	1,656,000	1,150,000			1,601,400	0
	新設・柱	20,000	120,000	60,000	220,000	200,000			80,000	0
	修理・蛍光灯	8,000	0	20,800	0	0			0	0
	修理・LED	12,000	2,496,000	2,256,000	1,716,000	2,208,000			1,260,000	0
	LED促進	12,000	4,560,000	4,536,000	4,176,000	4,200,000			2,796,000	0
	修理・柱	10,000	60,000	10,000	90,000	100,000			120,000	0
調整額								600		
		8,263,000	8,309,000	7,848,800	7,858,000	7,858,000			5,858,000	-2,000,000

平成31年度 老朽危険空家等除却促進事業補助金交付 概要・実績

1 目的・趣旨

倒壊や建築材の落下のおそれのある老朽危険空家等の除却（解体）を促進し、地域の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを実現するため、市内にある老朽危険空家等の除却（解体）を行う所有者等に対し、除却（解体）費用の一部を補助

2 対象空き家

年間を通して使用実績がない常時無人な状態の木造又は軽量鉄骨造の主に居住のための老朽危険空家等

※店舗等併用の場合は2分の1以上が居住用であること。

3 補助金交付対象者

- 対象 老朽危険空家等の所有者又は相続人若しくは当該空き家が所在する土地の所有者又は相続人
- 対象外 市税滞納者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

4 老朽危険空家等の判定

- 不良度の測定基準表の評点の合計が100点以上
※国土交通省の示す「外観目視による住宅の不良度判定の手引き」参考
- 周囲に対する危険度判定基準に該当

5 補助対象経費

老朽危険空き家の解体費用（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、立木の伐採（隣地、隣接する道路、隣接する河川又は地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている立木の伐採を除く。）及び家財道具、機械、車両等の移転又は処分に係るものを除く。

6 補助金額

補助対象経費の3分の1（上限50万円）※千円未満切り捨て

7 業者

市内に本店、支店、営業所、事務所等を有する解体業者

8 申請受付期間

6月3日～翌年1月31日 ※申請書類受付先着順。予算額到達次第受付終了。

9 申請書類

申請書、事業計画書、位置図、解体工事見積書（2者以上）、外観写真、建物及び敷地の登記全部事項証明書、誓約書、申立書（市税・暴力団排除関係）、申請者が市外の場合は住民票、他の所有者・相続人がいる場合は同意書 等

10 制度の周知

- 市広報 及び 市ホームページに掲載
- リーフレット作成
 - ・市役所、総合事務所、各支所、各出張所等へ設置
 - ・宅建協会、不動産協会、解体業者等へ案内
 - ・管理不適切空家等の所有者等へ案内

11 平成31年度実績（令和2年2月16日現在）

(1)申請件数 3件

単位（円）

	危険度 不良度判定	申請 受付日	補助金 申請額	事業 完了日	除却費用	補助金 交付額
1	D 120点	6月6日	500,000	10月30日	1,920,000	500,000
2	D 120点	9月10日	340,000	10月23日	1,021,900	340,000
3	E 165点	12月24日	500,000	工事中		
執行予定額			1,340,000	執行済額		840,000

(2)相談受付件数 17件



令和元年度

老朽危険空家等 除却促進事業 補助金交付制度

山陽小野田市が
最大
50万円
補助します。



山陽小野田市 市民部 市民生活課
〔空き家対策室 0836-82-1133〕



令和元年度
老朽危険空家等除却促進事業補助金交付制度



1 目的・趣旨

山陽小野田市では、倒壊や建築材の落下のおそれのある老朽危険空家等の除却(解体)を促進し、地域の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを実現するため、市内にある老朽危険空家等の除却(解体)を行う所有者等に対し、除却(解体)費用の一部を補助します。

2 対象の空き家

年間を通して使用実績がない常時無人な状態の木造又は軽量鉄骨造の主に居住のための老朽危険空家等

- 店舗、倉庫等併用の場合は2分の1以上が居住用であること。
- 老朽危険空家等とは
不良度の測定基準表（外観目視により判定できる項目）の評点の合計が100点以上※で、危険度判定基準表に掲げる項目のいずれかに該当
※国土交通省「外観目視による住宅の不良度判定の手引き」参照



3 補助金交付対象者

- 老朽危険空家等の所有者又は相続人
- 老朽危険空家等が所在する土地の所有者又は相続人

4 補助金額

補助対象経費※の**3分の1**（上限**50万円**）

※補助金交付申請者が解体業者に支払った補助事業に係る費用（消費税及び地方消費税を含む。）。ただし、立木の伐採（隣地、隣接する道路、隣接する河川又は地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている立木の伐採を除く。）及び家財道具、機械、車両等の移転又は処分に係るものを除く。

5 申請期間

令和元年6月3日～令和2年1月31日

※申請書類受付先着順 ※予算額到達次第受付終了

令和元年度
老朽危険空家等除却促進事業補助金交付制度



事前相談

Step 1

- 除却（解体）しようとする空き家が老朽危険空家等に該当するか否か
 - 補助金交付対象者の要件 ● 補助対象経費
 - 申請に必要な書類及び手続き などをご説明します。
- まずは、事前に市民部市民生活課空き家対策室にご相談ください。

申請

Step 1

- ①補助金交付申請書（様式第1号）に必要な事項を記入し記名・押印の上、以下の書類を添えて市民部市民生活課空き家対策室に提出してください。
- ②老朽危険空家等の位置図（付近の見取図）
- ③老朽危険空家等の間取りが分かる平面図
- ④老朽危険空家等の状況写真
- ⑤老朽危険空家等及びその所在地が記載された登記全部事項証明書（未登記の老朽危険空家等の場合は、固定資産課税台帳兼名寄帳の写し）
- ⑥2者以上の解体業者の見積書（市内業者で、内訳の記載されたものに限る。）
- ⑦契約する解体業者の建築工事業、土木工事業又は解体工事業の届出書の写し又は登録通知書の写し
- ⑧申立書
 - ア 市税関係（様式第2号）
（市外に居住している者は、世帯全員の住民票を添付。）
 - イ 申請者用暴力団排除関係（様式第3号）
 - ウ 解体業者用暴力団排除関係（様式第4号）
- ⑨補助金交付申請同意書（様式第5号）
- ⑩誓約書（様式第6号）



※様式第1号～第6号は、事前相談の際にお渡しします。また、市のホームページ（<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>）からもダウンロードできます。

その他は書類は、任意様式です。

※⑨・⑩は、申請者が老朽危険空家等に係る権利を単独で有する場合不要です。

※申請は、市役所1階⑤番窓口の市民部市民生活課空き家対策室又は郵送で受け付けます。山陽総合事務所、支所、出張所等の市の出先機関では受け付けられません。

令和元年度
老朽危険空家等除却促進事業補助金交付制度



審査

Step 2

書類審査

市で補助金交付申請書及び添付書類の内容を確認します。
(書類に記入漏れ等がないか、添付書類に不備がないか等)

現地調査

市職員が老朽危険空家等を現地調査し、不良度の測定基準表（外観目視により判定できる項目）の評点の合計が100点以上で、危険度判定基準表に掲げる項目のいずれかに該当するか判定します。現地調査は、原則、申請者に立会いをお願いします。



交付決定

Step 2

補助金の交付を決定した場合、補助金交付決定通知書により通知します。
なお、現地調査の結果、不良度の測定基準表の評点の合計が100点未満の場合、または危険度判定基準表に掲げる項目のいずれかに該当しない場合は、補助金交付できません。



令和元年度
老朽危険空家等除却促進事業補助金交付制度



除却（解体）工事

Step 3

工事着手

- ①補助金交付決定通知書に同封の**補助事業着手届**（様式第9号）に必要事項を記入、押印の上、市民部市民生活課空き家対策室へ提出してください。
 - ②補助事業着手届を提出後、除却（解体）工事に着手してください。
 - ③除却(解体)工事は、老朽危険空家等を解体し、原則、更地にしてください。除却（解体）後の敷地は、土砂等が敷地外へ流出しないよう、必ず流出防止措置等をとってください。
- ※必ず、Step2の交付決定を受け、補助事業着手届を提出後に除却（解体）工事に着手してください。交付決定前に除却（解体）工事に着手した場合、補助金は交付できません。



変更があった場合

補助事業の内容を変更するときは、速やかに変更内容を申請してください。

- 金額の変更を伴う場合
→ 補助金交付変更申請書（様式第10号）
- 金額の変更を伴わない軽微な変更の場合
→ 軽微な変更届（様式第12号）

令和元年度
老朽危険空家等除却促進事業補助金交付制度

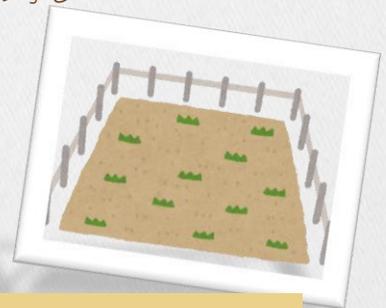


完了報告

Step 4

補助事業（除却(解体)工事）が完了したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は令和2年3月20日のいずれか早い日までに、**除却完了報告書**（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて報告してください。

- ①補助事業に係る解体業者の発行する請負代金請求書の写し
（内訳の記載されたものに限る。）
- ②補助事業に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し
- ③補助事業の完了を確認できる写真



補助金交付

Step 5

補助金額の確定

市において完了報告の内容を審査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により通知します。

補助金額の請求

補助金額確定通知を受けとたきは、速やかに**補助金請求書**（様式第15号）を提出してください。

なお、補助金の受領は、**代理受領委任状**（様式第16号）を提出することにより、解体業者に委任することができます。

補助金の交付

補助金請求書が提出された日から、おおむね1か月以内に補助金を交付します。

令和元年度
老朽危険空家等除却促進事業補助金交付制度

Q&A

Q1 現在居住している家屋を建て替える場合もこの制度の対象となりますか？

A1 空き家ではない場合、対象とはなりません。

Q2 亡くなった父親名義の空き家を解体したいのですが、子の私が補助金を申請できますか？

A2 相続人であれば申請できます。
ただし、申請者以外に空き家の権利を有する人がいる場合、その全員の同意が必要です。



Q3 老人ホームに入所している父名義の空き家を解体したいのですが、子の私が補助金を申請できますか？

A3 所有者に代わり事業（解体業者と契約して除却（解体）工事）を行う場合、空き家所有者であるお父様の同意を得た上で、申請してください。
ただし、お父様以外にも空き家の権利を有する人がいる場合、その全員の同意が必要です。

Q4 市内に老朽危険空家等を所有していますが、市外に居住しています。補助金を申請できますか？

A4 申請できます。

Q5 既に解体が終わっている又は解体中の工事は、補助の対象となりますか？

A5 対象とはなりません。工事に着手する前に補助金の交付申請し、交付決定を受ける必要があります。

Q6 空き家の一部だけを除却（解体）する工事でも、補助の対象となりますか？

A6 原則として、全ての空家等を除却（解体）して更地にする工事が対象です。

令和元年度
老朽危険空家等除却促進事業補助金交付制度

Q&A

Q7 自分で行う除却（解体）工事は、補助の対象となりますか？

A7 申請者本人が行う工事は対象となりません。
申請者と解体業者との間で請負契約が交わされ、工事代金の支払いが行われるものについて、市が補助します。

Q8 解体業者は、市が指定する業者でなくてもよいですか？

A8 解体業者について、市の指定はありません。



Q9 解体業者は、市外の業者でもよいですか？

A9 市内に本店、支店、営業所、事務所等を有する業者に限ります。

Q10 どの解体業者に頼んだらよいか分かりませんか。業者を教えてくださいませんか？

A10 市が特定の業者を紹介することはできません。

Q11 空き家を2名で共有しています。連名で申請すればよいですか？ また、補助金はそれぞれに支払われますか？

A11 代表者を決め、その方が事業（解体業者と契約して除却（解体）工事）を行い、単独で申請をしてください。（費用分担等については、当事者間で事前にご協議ください。）
なお、申請にあたっては、他の共有者の方の同意書が必要です。

問い合わせ・申請先

山陽小野田市 市民部 市民生活課 空き家対策室
〔市役所 1階 ⑤番窓口〕

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1-1

☎ 0836-82-1133 📠 0836-82-1240

<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>

山陽小野田市老朽危険空家等除却促進事業 申請書類（確認表）

1 申請に必要な書類

✓	書類の名称等	様式の書類	備考
	① 補助金交付申請書	様式第1号	空き家の所有者と敷地の所有者が違う場合、敷地所有者の同意を得ること
	② 老朽危険空家等の位置図 (付近の見取図)	任意様式	空き家周辺の地図等
	③ 老朽危険空家等の間取りが分かる平面図	任意様式	空き家の平面図
	④ 老朽危険空家等の状況写真	任意様式	複数の方向から撮影し、一方向は正面玄関を撮影し、撮影日を記載し、A4用紙に貼り付け
	⑤ 登記全部事項証明書 (未登記の場合は 固定資産課税台帳兼名寄帳の写し)	法務局 税務課	空き家及びその所在地が記載された登記全部事項証明書を法務局で取得し提出 登記されていない空き家の場合、固定資産課税台帳兼名寄帳の写しを税務課で取得し提出
	⑥ 2者以上の解体業者の見積書	業者	解体費用、家財撤去費用、立木除去費用、廃棄物処理費用、その他諸費用等の内訳が記載された2者以上の市内業者の見積書
	⑦ 契約する解体業者の建築工事業、土木工事業又は解体工事業の届出書の写し又は登録通知書の写し	業者	契約する解体業者の資格の有無を確認
	⑧ 申立書		
	ア 市税関係	様式第2号	申請者の世帯全員の山陽小野田市税の滞納がないことを確認 市外に居住している申請者は、世帯全員の住民票を添付
	イ 申請者用暴力団排除関係	様式第3号	申請者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係でないことを確認
	ウ 解体業者用暴力団排除関係	様式第4号	契約する解体業者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係でないことを確認
	⑨ 補助金交付申請同意書	様式第5号	相続登記がされていない空き家の場合、法定相続人全員の同意を得ること。 なお、同意者は実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。
	⑩ 誓約書	様式第6号	法定相続人全員の同意を得ることができない場合、⑨補助金交付申請同意書に代えて提出

※法定相続人確認のため、相続関係図及び戸籍全部事項証明の提出を求める場合があります。

2 交付決定後に提出する書類

✓	書類の名称等	様式の書類	備考
	① 補助事業着手届	様式第 9 号	補助事業着手届を提出後に除却（解体）工事を開始すること
	② 補助金交付変更申請書	様式第 10 号	金額の変更を伴う事業の変更がある場合
	③ 軽微な変更届	様式第 12 号	金額の変更を伴わない事業の変更がある場合

3 完了後に必要な書類

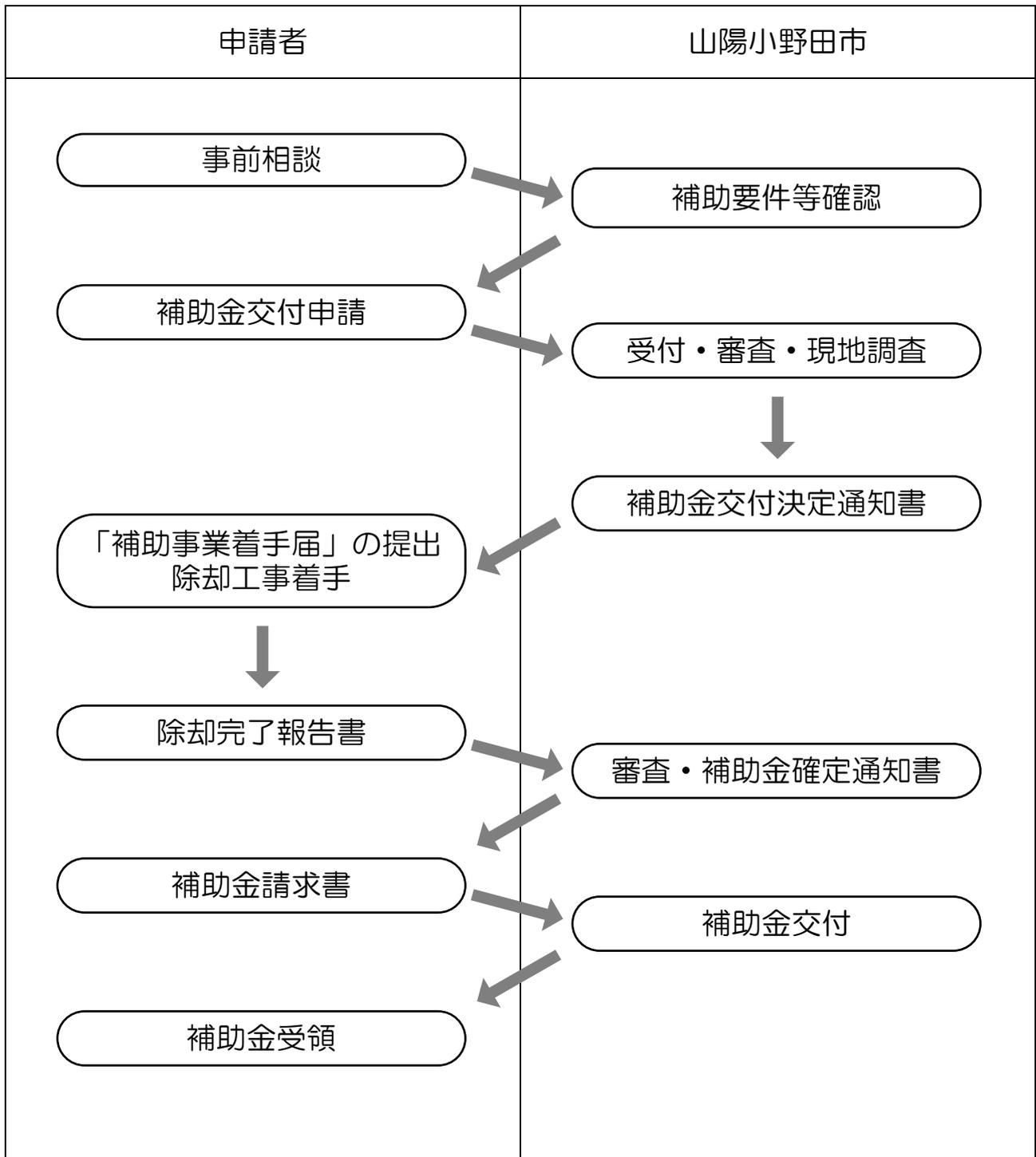
✓	書類の名称等	様式の書類	備考
	① 除却完了報告書	様式第 13 号	
	② 請負代金請求書	業者	解体費用、家財撤去費用、立木除去費用、廃棄物処理費用、その他諸費用等の内訳が記載されている業者の請求書
	③ 廃棄物に関する処分証明書等の写し	業者	産業廃棄物の処理委託の際に必要な伝票マニフェスト
	④ 除却後の写真	任意様式	除却後の更地を撮影し、撮影日を記載し、A4 用紙に貼り付け

4 補助金受領に必要な書類

✓	書類の名称等	様式の書類	備考
	① 補助金請求書	様式第 13 号	提出後、概ね 1 か月以内に補助金を交付
	② 代理受領委任状 口座振替申出書	様式第 14 号	補助金を解体業者が代理受領する場合に提出

※申請に必要な書類（様式第 1 号～様式第 6 号）は、事前相談の際にお渡しします。
また、申請、届出等の各種様式は、市のホームページからダウンロードできます。

山陽小野田市老朽危険空家等除却促進事業 手続きの流れ



別表第1（第2条関係）

不良度の測定基準表（外観目視により判定できる項目）

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	評点結果
構造一般の程度	①基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45	
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
構造の腐朽又は破損の程度	③基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100	
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
	④外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15		
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
	⑤屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15		
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25		
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50		
	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの		
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの			20		
⑦屋根		屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	10	

評点の合計	
-------	--

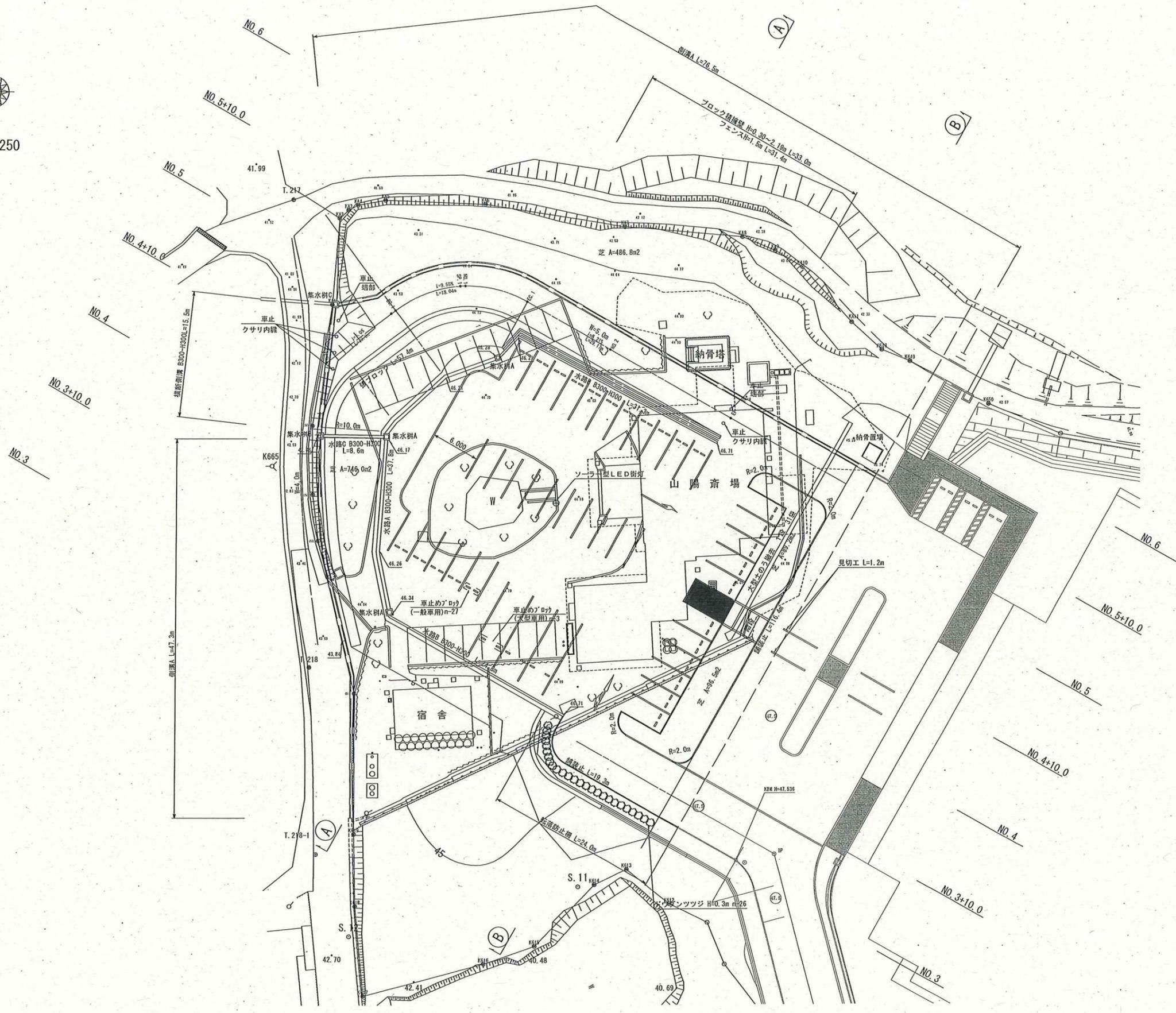
備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

別表第2（第2条関係）

周囲に対する危険度判定基準表

判定項目	判定内容	該当・非該当
①隣地・隣接建物への影響	空き家の外壁と隣地又は隣接建物との間隔がおおむね空き家の高さ以内である。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
②道路・河川等への影響	空き家の外壁と隣接する道路・河川等との間隔がおおむね空き家の高さ以内である。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当

- 備考 1 判定項目①、②のいずれかに該当する空き家であること。
- 2 隣地は、現に使用されており、建築物が存在している又は多数の人の利用があるものに限る。



工事名称	新火葬場整備事業外構工事(2工区)		
工事場所	山陽小野田市 大字厚狭26番5 地内		
図種	計画平面図 1		
工区	番号	縮尺	年月日
	1/14	1/250	
山陽小野田市			

簡易水道繰出金

※決算見込み

⇒上水道へ統合(簡水事業廃止)

	繰出金通知における該当項目	繰出しの基準	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
			2019年 H31	2020年 R2	2021年 R3	2022年 R4	2023年 R5	2024年 R6	2025年 R7	2026年 R8	2027年 R9	2028年 R10	2029年 R11	2030年 R12	2031年 R13	2032年 R14	2033年 R15	2034年 R16	2035年 R17	2036年 R18	2037年 R19	2038年 R20	
(H31.4.1 平成31年度の地方公営企業繰出金について)																							
現 状	① 補助金(収支不足分)		該当なし	-	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	
	② 補助金(元利償還金)	既往債	[P6]第1 上水道事業 7 統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に 要する経費((2)イ)に該当	元利償還金の1/2	3,581	3,581	3,581	3,581	3,581	3,581													
	合計 (A)				12,581	12,581	12,581	12,581	12,581	12,581	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	
繰出累計(a)				12,581	25,162	37,743	50,324	62,905	75,486	84,486	93,486	102,486	111,486	120,486	129,486	138,486	147,486	156,486	165,486	174,486	183,486	192,486	201,486
上 水 道 に 統 合	① 補助金(収支不足分)	再掲	該当なし	-	9,000	9,000	これ以降は、既設配水管の漏水修繕に逐次繰出し(修繕総額 過去4年Ave. 779千円 ※ポンプ 設備等含む) *1																
	② 補助金(元利償還金)	再掲	[P6]第1 上水道事業 7 統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に 要する経費((2)イ)に該当	元利償還金の1/2	3,581	3,581	3,581	3,581	3,581	3,581													
	③ 補助金 統合事業 31-1 (事業費補助)	変更認可資料作成業務 税抜 2,841千円	[P19]第6 簡易水道事業 4 簡易水道の事業統合推進に要する経費に該当	経費の1/2	2,841																		
	④ 補助金 統合事業 31-2 (元利償還補助)	実施設計委託 税抜 7,901千円 (うち借入 7,900千円)	[P6]第1 上水道事業 7 統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に 要する経費((2)ア)に該当	元利償還金	1	605	600	594	589	584	579	573	568	563	557	552	547	542	536	531			
	⑤ 補助金 統合事業 31-3 (元利償還補助)	用地取得 税抜 1,721千円 (うち借入 1,600千円)		元利償還金	121	123	122	121	120	119	118	116	115	114	113	112	111	110	109	108			
	⑥ 補助金 統合事業 32 (元利償還補助)	新設工事 税抜70,000千円	[P6]第1 上水道事業 7 統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に 要する経費((2)ア)に該当	元利償還金			5,681	5,638	5,588	5,538	5,488	5,438	5,388	5,338	5,288	5,238	5,188	5,138	5,088	5,038			
	合計 (B)				15,544	13,309	9,984	9,934	9,878	9,822	6,185	6,127	6,071	6,015	5,958	5,902	5,846	5,790	5,733	5,677	0	0	0
単年度比較 (B)-(A)				2,963	728	-2,597	-2,647	-2,703	-2,759	-2,815	-2,873	-2,929	-2,985	-3,042	-3,098	-3,154	-3,210	-3,267	-3,323	-9,000	-9,000	-9,000	-9,000
繰出累計(b)				15,544	28,853	38,837	48,771	58,649	68,471	74,656	80,783	86,854	92,869	98,827	104,729	110,575	116,365	122,098	127,775	127,775	127,775	127,775	127,775
差引(b)-(a)				2,963	3,691	1,094	-1,553	-4,256	-7,015	-9,830	-12,703	-15,632	-18,617	-21,659	-24,757	-27,911	-31,121	-34,388	-37,711	-46,711	-55,711	-64,711	-73,711

*1: 過去4年Ave. 779千円 (H26~29年度 779,340円)
(参考)
簡水-修繕費(抜)
合併以後Ave(H17~30) 644,645円
直近5年Ave(H26~30) 799,732円
合併以後MAX(H29) 1,534,765円
※上記には公用車等管路以外の修繕費も含まれるため、今後対象となる修繕費は若干安価になるものと思われる

いもじや
 鋳物師屋地区水道施設概要図

中継ポンプ場

(P)

H.W.L: 87.14m
 L.W.L: 84.29m
 配水池 (RC)
 V=58.50m³

送水ポンプ場
 井戸
 φ100 L=30.35m

送水管 SGP-V φ50
 配水管 VP φ100
 排泥管 VP φ75

③送水管
 HPPE φ75
 L=1,000m

③送水管
 HPPE φ75
 L=1,000m

①ポンプ場 Q=38m³/日
 ②鋼製受水槽
 V=50m³以下
 ポンプ揚程 H=60m

山川地区配水管末標高 H=33m

鋳物師屋地区一日最大給水量
 (H30.3) V=27m³/日

鋳物師屋地区計画一日最大給水量
 V=38m³/日

